石田農業組合(石田地区農地利用改善組合)規約

(目的)

- 第1条 この組合は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置 を講じる
- 第2条 ことにより、石田地区の農業の振興と農業経営の改善を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、「石田農業組合」(石田地区農用地利用改善組合)とする。

(地 区)

第3条 この組合の地区は、守山市石田町の地区とする。

(組合の事務所)

第4条 この組合の事務所は、石田町集会所内に置く。

(事業)

- 第5条 この組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 農用地利用改善事業の実施に関すること。
 - (2) 組合員の事業に必要な共同利用施設の設置に関すること。
 - (3) その他第1の目的達成に必要な事業に関すること。

(組合員の資格および諸事業への参加と不参料の支払い)

- 第6条 この組合の組合員の資格を有する者は、石田地区内の農用地につき所有 権又はその他の使用収益権を有する者及び組合の事業施設を利用すること が相当と認められる者(以下、「組合員」と称する。)とする。
 - 2 組合員は、この組合が実施する総会・湯のぼり・農業用排水路掃除(手 溝掘り)の各事業および組合員全員を対象とする事業には参加(出動・出 席)しなければならない。

これらを欠席する場合は、別表に定める不参料を支払わなければならない。

(組合への加入脱退と持分の放棄)

第7条 この組合への加入及び脱退は、組合員の自由意志で決定し、組合長に届け出ることにより効力を生ずる。但し、持分の払戻請求権はこれを放棄するものとする。

(組合の役員)

- 第8条 この組合の業務を円滑に運営するため、次の役員を置く。
 - (1)組合長 1名
 - (2) 組合長代理 1名
 - (3) 会 計 1名
 - (4) 協議員 5名
 - (5) 監事 3名以内
 - 2 組合長は、この組合を代表し、会務を処理する。
 - 3 組合長代理は、組合長を補佐し、組合長事故あるときは、その職務を代理する。
 - 4 会計は、収支に関する一切の事務を処理する。
 - 5 協議員は、役員会に出席し協議事項について審議する。
 - 6 監事は、会計および会務の執行を監査する。

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、総会における組合員の互選による。

(役員の任期および手当て)

- 第10条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任され た役員
- 第11条 の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 役員には別表に定める手当てを支給する。

(総 会)

第11条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

- 第12条 次の事項は総会の議決を経るものとする。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 特定農用地利用規程の作成及び変更(期間延長を含む)
 - (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
 - (5) 事業報告及び収支予算の承認

(総会の議決方法)

- 第13条 総会は、組合員総数の2分の1以上に当たる者が出席して開くものとする。
 - 2 組合員は、総会において、各1個の議決権を有する。
 - 3 総会議事は、出席者の議決権の過半数で決する。

(経費の財源および道敷料の支払い)

- 第 14条 この組合の運営に関する経費は、別表に定める協力金・水利費等をもって充てる。
 - 2 この組合が、農道拡幅・整備のため関係する地権者より土地を借り受けた場合は、別表に定める道敷料を支払うものとする。

(会計年度)

第15条 この組合の運営及び会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

附則

この規約は、平成17年6月2日から施行する。

改正 平成18年1月14日

改正 平成19年1月14日

改正 平成19年4月 7日

改正 平成26年1月13日

改正 平成29年2月12日